

経済産業大臣の確認前の設備等の取得はNG

大胆な投資促進税制における申請スキームの留意点

令和8年度税制改正で創設された大胆な投資促進税制だが、申請に関しては、設備等の取得前までに経済産業局に確認申請を行い、経済産業大臣の確認を受ける必要がある。例えば、中小企業経営強化税制とは異なり、確認の前に設備等を取得したケースについては適用対象外となるので留意したい。また、本税制では、従来の投資促進税制等にはない「事後照合」というプロセスが導入されている。経済産業大臣の確認から事業の用に供するまでの期間が最大5年間と長期に及ぶからだ。ただし、当初の計画を下回ったとしても、計画が虚偽の内容が含まれているなどの悪質なものでない限り税制措置が取り消されることはない。

経済産業大臣の確認後に取得等した設備が対象

令和8年度税制改正では、インセンティブが高い税制措置である大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）が創設された。同税制は、改正産業競争力強化法の施行日（令和8年7月31日）から令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき産業競争力強化法に基づく経済産業大臣の確認を受け、確認を受けた日から5年以内に事業に供する設備投資が対象となる。このため、建設工事が長期化している大型設備投資にも適用が可能となる。例えば、類似の投資促進税制では、平成26年から28年に措置された生産性向上設備投資促進税制がある。同税制については3年間の間に投資計画の確認から設備等を取得し、事業の用に供する必要があったが、今回の大胆な投資促進税制では、長いスパンで投資計画を策定することが可能になる。

申請に関しては、図表1の通りとなる。設備投資計画については、取締役等の意思決定

を経た上で、税理士・公認会計士の事前確認を受け、設備取得前までに経済産業局に確認申請を行い、経済産業大臣の確認を受ける必要がある。令和11年3月31日までに確認を受けなければ、同税制を適用することができない。なお、確認申請から確認までは30日程度とされている。

60日ルールはなし

また、経済産業大臣の確認を受ける前に取得等した設備等は対象外となる。例えば、中小企業経営強化税制では、対象となる設備は、経営力向上計画を申請し、計画認定の後に取得することが原則ではあるものの、一部の類型では、例外的に経営力向上計画を申請する前に設備等を取得する場合であっても、60日以内に申請を行うことで要件を満たすこととされているが、大胆な投資促進税制については、あくまでも経済産業大臣の確認後に取得等した設備が対象となるので留意したい（図表2参照）。なお、設備等の取得について